

## 第23回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月30日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

### 3. 出席委員

#### (1) 農業委員(16名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	10番	飯塚 淳一
	11番	内田 芳昭	12番	斎木 壽次
	13番	山川 政明	14番	霜鳥 勝範
	15番	生井 一広	17番	尾崎 香

#### (2) 農地利用最適化推進委員(16名)

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔
矢坂 信昭	杉原 福栄	飯吉 幸二	堀川 恒一	山下 利秋
内田 吉春	関原 正晴	小島 好市	宮下 紀昭	高田 建治
清水 良恵				

4. 欠席委員 8番 丸山 嘉之

### 5. 提出議題

報告第1号 11月分許可状況について  
報告第2号 12月分許可状況について  
報告第3号 農用地利用集積計画変更届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 農地法施行規則第29条第1項該当届出について  
報告第6号 農地転用事実確認証明等報告について  
報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
議案第5号 農用地利用配分計画について  
議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について

### 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也 次長 西澤 明夫 係長 望月 幸子 主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

事務局

本日の出席委員の報告をします。  
只今の出席委員は、15名でございます。  
欠席届出のあった委員は、2番の東條 進委員、4番の加藤 謙太郎委員です。  
それでは、安原会長、お願いします。

会 長

ご苦労様でございます。皆さんも驚かれていますと思いますが、雪が降らずどうしたものでしょうか。妙高市としては、雪がなきゃいけないと思っておられる方が多いと思いますが、自然災害に匹敵するような大変な状況になっているのではないかと思います。除雪業者の方、観光事業を目的とした旅館・ホテル、スキー場の方々、大変な思いをされているというような状況であります。

最近、新聞を見ますとゴルフ場がオープンしたということでもあります。

1月にゴルフ場がオープンすることは考えられないことや、上越市では雪室を売りにしている商品が雪がないために大変な思いをされているという状況です。

当市の第2道の駅、四季彩館みょうこうにも雪室が新しく新設されましたが、あの周りには降雪があまりありません。どこかから雪を持ってこなければいけないのではないのかなと思います。

自然災害と言えるような状況ですが、当市も観光の関係でインバウンドにおいて多くの外国の方がスキー場においでいただいているわけですが、拍車をかけるように中国武漢市におけるコロナウイルスの件、だんだん死亡数、患者数が増えてきております。

農業現場では、笹ヶ峰ダムが通常の貯水量の20%しか溜まっておらず、なんとか今年一年、水の心配をしないでよい状況になってほしいと願います。

今日は、このあと第2期目に向けた検討会も予定しており、また皆様からたくさんご参加いただいている、人・農地プランに向けた地区別懇談会の報告もいただくようになっておりますので、議事に入らせていただきたいと思います。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第23回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、14番の霜鳥 勝範 委員、15番の生井 一広 委員、よろしく願いいたします。

今回の報告事項については7件、議案については、6件のご審議をお願いします。

議 長

これより、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、

- ・報告第1号 11月分許可状況について
  - ・報告第2号 12月分許可状況について
  - ・報告第3号 農用地利用集積計画変更届出について
  - ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・報告第5号 農地法施行規則第29条第1項該当届出について
  - ・報告第6号 農地転用事実確認証明等報告について
  - ・報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
- 以上、報告事項7件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページ、報告第1号 11月分許可状況について、をご覧ください。

令和元年11月に申請されましたものは、3条申請が8件、事業計画変更が2件でありましたが、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。

続いて、2ページ、報告第2号 12月分許可状況について をご覧ください。

先月、12月の総会におきまして、3,000㎡以上の5条申請事案が1件ありました。農地法において3,000㎡以上の事案の場合は新潟県農業会議の常設審議委員会で諮問することとなっております。

12月総会では妙高市農業委員会において許可相当としており、本年1月16日に開催されました常設審議委員会にて、諮問した結果、異議なしと答申されたことから、原案どおり許可としたものです。

次に、3ページ 報告第3号 農用地利用集積計画変更届出について をご覧ください。

12月に届出があったものは、貸借期間の変更ということで、1件です。

賃貸人と賃借人の間では、他の圃場でも貸借契約をしており、その貸借期間と統一にするために期間延長するものであります。

次に、4ページからの、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

12月に通知がありました合意解約は、合計73件であります。12番の方が田・畑の両方がありますので、田・畑、別ですと、合計で74件になります。

内容については、解約後は他の方への貸借や貸借予定、保全管理などとなっています。

4ページ2番から7番は、これまで両者の間において相対で利用権設定していたものを、農地中間管理事業を通じた利用権設定に変更し貸借するものです。これは、既に先月12月に利用権設定済みとなっております。

5ページ17番から9ページ68番につきましては、広島地区の圃場整備地内の解約であります。解約後の状況については、既に先月貸借済となった方もいますし、今月これから利用権設定される方もいますので、それぞれに対応した内容を記載しております。

また、保全管理となっているところにつきましては、次なる耕作者を探しましたが、誰もいないということで、草刈り等管理することとなっております。

70番の方につきましては、昨年の台風19号の被害によりまして農道が崩れ復旧が難しいことと、台風により水路の確保が難しいことから耕作が不能となっております。

次に、10ページ 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について です。

これは、200㎡未満の所有地において、農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、農地法第4条の許可を受けなくとも良いこととなっております。

12月に届出のありましたものは1件でありまして、農業物置兼格納庫となっております。しかし、これは昭和59年に建築しましたが、当時届出されていなかったということで、追認で届出されたものであります。

次に、11ページ、報告第6号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

12月に処理しましたものは、法務局からの農地の転用に関する照会が2件です。

照会に至った経緯につきましては、いずれも今後売買を予定していることから、地目等を確認したところ、手続きがなされていないことが判明したものであります。

内容につきましては、1番は過去に転用許可を受けており、現在は事業所・倉庫敷地として利用しておりますし、2番は先ほどの報告第5号の事案でありまして、追認で届出されたものであり、同様に物置敷地として利用をされていることを現地確認により確認し、いずれも非農地と判断しております。

次に、12ページ、報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は15件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

会 長 先程の報告でありましたが、台風の被害にて耕作出来なくなったところ、国や県の復旧待ち等が他にもあるかと思えます。もし、そのような情報がありましたら、次回の総会時にお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 他に無いようですので、報告事項7件については、ご了承いただきたいと思えます。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、3件です。  
1番については、申請地は、柳井田町4丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積532㎡であります。  
位置図は、資料No.1・No.3をご覧ください。  
譲受人は、上越市に在住する市内の介護福祉施設の役員で、先月、農地法3条許可によりその施設の隣接地を購入したかたです。  
譲渡人は、これまで他者と利用権設定し申請地を耕作してもらっていましたが、県外在住で将来的に耕作管理することが困難なことから、隣接地を購入した譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。対価額につきまして高額であり、先月もご質問がありましたが周りも市街化している地域ということで、宅地比準、1反歩に換算した金額となっております、双方が合意した金額となっております。  
2番については、申請地は、大字大鹿地内、登記地目：畑が1筆、登記地積284㎡であります。  
位置図は、資料No.2・No.4をご覧ください。  
申請地は、譲受人の自宅の道路を挟んで向かいに位置し、これまでも譲渡人の地元の親戚と一緒に管理をしてきた農地であり、譲渡人としては市外在住で将来的にも耕作管理できないことから、隣接地に居住し、これまでも管理してきた譲受人に相談したところ、合意に至り、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものであります。  
3番については、申請地は、大字関山地内、登記地目：田が1筆と畑が1筆、登記地積合計1,893㎡であります。  
位置図は、資料No.2・No.4をご覧ください。  
譲渡人と譲受人は、父と子の関係であり、これまで親子で耕作管理してきましたが、父が高齢となり耕作管理できなくなったことから、これを機に生前贈与し、世代交代したいものであります。  
以上3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
1番については、7番の宮尾 俊一委員、  
2番については、11番の内田 芳昭委員、  
3番については、12番の斎木 壽次委員、よりお願いいたします。

7番 1月11日に推進委員の金子委員さんと、事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明があつたとおりで、先月申請がありましたところの隣接地でありまして、譲受人については、耕作管理も良く問題ないかと思しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

1 1 番 1月7日に事務局と現地確認を行いました。雪があつて現地を確認できなかったのですが、再度確認に行ったところ、譲受人は親戚の方ときれいに管理されておりました。特段問題ないかと思しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

1 2 番 1月12日に事務局と現地確認を行いました。1月中旬ですが、異例であり雪がない中での確認となりました。田、畑ともきれいに管理されていることを確認いたしました。親子の関係で同居している状況であります。

議 長 それでは、議案第1号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、14ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、大字谷内林新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積53㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

譲受人は、主に所有宅地に新設したカーポートの冬季堆雪場を確保するために拡張を考えていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。

申請者は、申請地を整地し主に冬季の堆雪場としての宅地の拡張を希望しています。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1 番の渡邊 春男委員、よろしく申し上げます。

1 番 1 月 6 日に事務局と現地確認を行いました。説明は、事務局のとおりです。問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第 2 号について質疑を行います。質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書審議については、15 ページをご覧ください。

今月の許可申請は 1 件です。

1 番について、申請地は、白山町 1 丁目及び下町地内、登記地目：田が 1 筆、畑が 1 筆、登記地積合計 51 m<sup>2</sup>です。

位置図は、資料 No. 1 及び No. 7 をご覧ください。

申請地は、都市計画法の第 1 種住居地域であることから、第 3 種農地です。

譲受人は、申請地を売買により譲り受けて、冬季の堆雪場として宅地の拡張を希望しています。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。1 番については、17 番の尾崎 香委員より、お願いします。

17 番 1 月 20 日に石山推進委員さんと、事務局で現地確認を行いました。場所は、譲受人の住宅敷地の一角にあり、事務局の説明とおりで、関係書類を確認したところ、特段問題ないと考えますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第 3 号について質疑を行います。質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を上程します。  
議案4号のうち、77番から79番までは農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、77番から79番を除く、1番から76番までの76件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ 議案第4号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
最初に、議案の訂正をお願いします。  
16ページ2番について、下段の貸付人氏名に修正がございます。  
1番と2番が同姓同名となっておりますが、正しくは2番の貸付人が〇〇様であります。大変、申しわけありませんが訂正をお願いいたします。  
今月は、新規設定、再設定、合わせて合計90件となっております。  
まずは、そのうちの76件について説明いたします。  
初めに新規設定です。  
1番から9番までが、相対での利用権設定であります。いずれも貸付人からの要望によりまして貸借するものであります。  
17ページ、10番から19ページ29番までは、農地中間管理事業を利用した貸付となります。  
28番までは先月に引き続き、広島地区圃場整備に係るものです。貸付人が市外居住者であったり、書類の作成が間に合わなかった等の理由から今月の申請となっております。地籍は一部、上百々地籍が入っていますし、契約内容は先月と同様に、期間は15年間、賃借料も一律12,000円となっております。  
地目についても現在、田と畑のところがありますが、整備後は全て田となる予定であります。  
29番は、あっせん依頼を受け、担当農業委員に相談したところ耕作者が見つかり、この度申請となったものであります。  
受け手につきましては、このあとの議案第5号の農用地利用配分計画について、で説明させていただきます。  
続いて、再設定をご覧ください。  
再設定であります。30番以降44番まで同一の借受人となっております。  
貸借期間や対価額については全て、同一の内容となっております。更新にあたり、借受面積を減らしており、減った農地につきましては、次なる新たな耕作者との利用権設定に移行しております。  
73番の借受人につきましては先月、対価額のご質問があった際に構成員、構成員外、整備地、未整備地の6段階だとお話しましたが、正しくは4段階でありました。  
訂正させていただき、大変申しわけありませんでした。  
73番は構成員外の未整備地であります。  
他は、引続きの再設定であり、特に問題がないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第4号の1番から76番について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画について」、1番から76番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号のうち、1番から76番については、市長に要請することに決定いたしました。

議長 続きまして、同じく議案第4号「農用地利用集積計画について」のうち、77番から79番を上程します。77番から79番については、飯吉幸二 農地利用最適化推進委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【飯吉委員退席】

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」のうち、77番から79番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続いて、26ページ77番から79番について説明いたします。  
新規設定においては貸付人からの要望によって貸借借したいものと引き続きの再設定となっております。  
貸借借料は各々の貸付人との話し合いにより決定したものとなっております、期間については統一した期間となっております。  
経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第4号の77番から79番に関する質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画について」、77番から79番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長       ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号のうち、77番から79番については、市長に要請することに決定いたしました。  
それでは、飯吉推進委員の退席を解除します。

【飯吉推進委員復席】

議 長       問題なく承認されました。

議 長       続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局       27ページ 議案第5号 農用地利用配分計画について をご覧ください。  
これは、先ほどの議案第4号にて決定いただいた集積計画のうち、農地中間管理機構である新潟県農林公社が農地の借り手へ農地を貸し付ける際の手続きとなります。  
市が作成しました案をもとに、農業委員会で審議をしまして、意見を付して市へ回答するものです。  
貸付人につきましては、右側の摘要欄に番号を付しましたので、ご確認をお願いいたします。  
借受人は先月も利用権設定がありましたが、上越市在住の方であり、耕作状況については上越市での耕作分を含んでおります。この方の場合、当市において利用権設定される場合は、農地中間管理事業を活用されております。内容については、当事者間での合意した内容となっております。  
なお、広島地区の配分計画については、先月の総会においては、今月1月の総会にて上程とお話ししましたが、その後、当該土地改良区にて、各圃場の耕作者の変更があったということから、来月、2月にまとめて上程させていただきます。  
以上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長       それでは、議案第5号に関する質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長       無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長       これより、議案第5号「農用地利用配分計画について」、を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長       ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長       次に、議案第6号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局       議案第6号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、28ページ以降をご覧ください。

修正をお願いいたします。43ページの中段、通し番号804から815についてです。土地の表記について、字名の池ノ上の後にアスタリスクが付いておりますが、固定資産台帳のデータに事務上付けられたものであります。字名ではございませんので、削除をお願いいたします。

本年7・8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の結果を受けて、9月第2週から11月第2週までの間で、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、実施しました。

過去に、A分類農地 遊休農地と判定された箇所について、現状を確認し、非農地化、保全管理、耕作再開に分類されたものを、再度現地確認いたしました。

ただし、前年度パトロールで区域内の非農地判定が完了していない妙高地域の2班と新井南部地域の2班については、引き続き、昨年確認できなかったB分類、荒廃農地と思われる農地の現状を、再度確認いたしました。

本案で提案させていただいたものは、農地の現状が非農地と判定確認した、10月末から11月に確認しました新井南部地域、鳥坂地区、妙高地域についてまとめたものです。

なお、本案が今年度確認をしました判定の最後の提案となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、49ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した筆数は、1,169筆で、面積は、431,479.03㎡、約43.1haとなりました。市全体の農地の約1.3%にあたります。

ちなみに、今年度、農地利用状況調査等に基づく非農地判定した実績は、筆数2,652筆、合計面積1,033,158.86㎡、103.3haとなり、市全体の農地の約3.0%にあたります。

51ページにつきましては、平成27年度から非農地判定した実績をまとめたものとなります。平成27年度につきましては、農地台帳の情報の公開が義務付けられたため、農地台帳にこれまで搭載されていた国・市町村が所有しているものを削除し、非農地の判定を強化したものであります。平成28年度は新井南部地域の長沢・平丸地区、平成29年度は矢代地区ということで、順次進めて参りました。

平成30年度では、平成28年度と平成29年度に利用状況調査をしたところを非農地判定し農地台帳から外し、農地台帳の正確性を確保する方針により、市内全域を改めて非農地判定し農地台帳から外しましたので、平成30年度、今年度と増えたものであります。

平成27年度当初から比較しますと、682.6ヘクタールを皆様方から判定をしていただき、農地台帳の正確性の向上に寄与したものとなっております。

今回、非農地判断とした現地の状況は、現地踏査により、森林度合いが高い土地や、現地に雑木が繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された個所としました。

今後も、農地パトロールを一層推進し、非農地として判断すべき土地は確実に処理したいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続きますで、現地を確認した委員の説明をお願いします。

泉・水原地区については、堀川 恒一推進委員、鳥坂地区については、3番の尾島 和幸委員、妙高地域については、11番の内田 芳昭委員より、お願いします。

推11番 10月末に事務局、固定資産税係の職員と現地確認を行いました。泉地区については全集落、水原地区については3集落を見て参りましたが、台風19号の直後で、道路が寸断されており行くのに苦労しました。全面に木が生い茂っており、荒れていました。

3番 11月6日に事務局、固定資産税係の職員と担当推進委員で現地確認を行いました。非農地化、保全管理、耕作しているかどうかを確認してきました。今回、非農地と判断したところは森林度合いが高いところや雑木が生い茂っており、原

野・山林化しているところが多くありました。今後も農地パトロールを一層推進し、農地として判断される土地につきましては、確実に管理されていることを確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

11番 昨年の11月に事務局、固定資産税の職員と担当推進委員で現地確認を行いました。台風18号、19号の影響で川が氾濫して道路がなくなっているところがありました。木が生えたり、葎が生えていたり耕作できる状態ではありませんでした。現地確認をしている中で、当時はどうやって耕作していたのだろうかと思う箇所が多くありました。たどり着けないところもあり、荒れていくのではないかと思います。

議長 それでは、議案第6号に関する質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
ここ数年にあたり、非農地判定に携わっていただいた委員の皆様、推進委員の皆様、大変ご苦労様ございました。  
また、この膨大な業務を進めていただいた事務局の皆様にも御礼申し上げます。  
一通り、終わったということですので、また逐次出てくる可能性はあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 これより、議案第6号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」、を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号については、非農地と判定することに決定いたしました。

議長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第23回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之